諮問番号:諮問第117号

答申番号:答申第117号

# 答申書

# 第1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号。以下「政令」という。)第8条第2項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

処分庁から障害等級を2級とする本件処分を受けたが、現在の精神障害の状態は、 重度で寝たきりであるから、障害等級が1級から2級に下げられたことはあり得ない。 障害等級を元の1級に戻すべきであり、本件処分には納得できない。

現在、うつの状態は一日中変わらず、ずっとひどく具合が悪い。寝たきりで、洗顔、 入浴、食事ができておらず、そのことを考えただけで具合が悪くなる。掃除や煮炊き 等の家事も2年くらいできていない。

主治医からは何度も入院してくださいと言われているが、寝たきりで起きることもできない、お風呂に入ることを考えると気が狂いそうになったりすると、入院は不可能である。

眠剤を11粒飲んでいるが、全く眠気が起きず毎日眠れない。睡眠時間がほとんど 取れないので、うつがひどくなり一日中具合が悪い。

このような毎日で死にたいと思う日が多々ある。このようにひどい状態なのに1級から2級に下げられたことがショックで、うつもひどくなっている。1級でないのが耐えられない。こんなに苦しい毎日であるのに認めてもらえないのがつらくて死にたくなる。

このような状況なのであるから、再度審査をやり直して、障害等級を元の1級に戻すべきである。

# 2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると2級に該当すると 認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却さ れるべきである。なお、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を求めた結果、同様 の判断を得ている。

# 第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の障害等級判定に係る行政手続法(平成5年法律第88号)上の審査基準として「福岡県精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」(以下「判定基準」という。)及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」(以下「留意事項」という。)を定めている。

判定基準では、障害等級の判定は、「(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる。」、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患(機能障害)の状態及び能力障害(活動制限)の状態について十分な審査を行い、対応すること。」とされていることから、これらの定めに基づき、本件処分の障害等級の判定に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

# (1)精神疾患の存在

診断書の記載から、双極性障害の存在が認められる。

#### (2) 精神疾患(機能障害) の状態

診断書の記載からは、主たる精神障害である双極性障害の状態について、判定基準の3級にとどまるものとはいえないことから、1級又は2級の状態であると判断するのが相当である。

## (3)能力障害(活動制限)の状態

ア 診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」には8項目が

あるところ、6項目が1級、2項目が2級の状態に相当する。

さらに、同欄の「3 日常生活能力の程度」の記載からは、「おおむね1級程度」となる。

- イ 一方、同欄の「1 現在の生活環境」では、在宅、単身とされており、「® 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄には「特になし」と記載されている。これらの記載及び「⑨ 備考」欄の記載からは、審査請求人は、障害福祉サービス等を利用することなく、また、誰からも継続的な援助を受けることなく、在宅において単身生活を維持していることが認められる。
- ウ 上記アのとおり、「⑥ 生活能力の状態」欄の「2 日常生活能力の判定」及び「3 日常生活能力の程度」においては、審査請求人の日常生活がかなり重篤に障害されているような選択肢が選ばれているが、一方で、上記イのとおり、何らの福祉サービスを利用することなく、また、家族等の継続的な支援もなく単身生活をしているといった内容となっている。

このように診断書においては、生活能力障害の程度と生活環境及び支援状況とに大きな齟齬が認められるため、能力障害(活動制限)の状態を確認することはできない。

#### (4) 精神障害の程度の総合判定

上記(3)のとおり、診断書には大きな齟齬が認められることから、障害等級の判定を行うことは不可能であるといわざるを得ない。

なお、処分庁は診断書作成医師に対して、当該齟齬に対する疑義の説明を求めているが、これに対して診断書に追記された内容だけでは当該齟齬が解消されたとは認められない。

したがって、処分庁は、当該齟齬の解消を図ることなく判定を行ったものであるから、 必要な審査を行ったものとは認められない。

したがって、本件処分は違法又は不当をいわざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

# 第4 調査審議の経過

令和3年1月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和3年3月2日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が政令で定めるどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、行政手続法上の審査基準として設定している判定基準において、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患(機能障害)の状態の確認、(3)能力障害(活動制限)の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととしている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、医師が作成した診断書をもとに処分庁が 行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提 とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

これらのことを踏まえて、審査請求人が手帳の更新申請時に添付していた医師の診断 書に基づき、以下、判断する。

#### 1 精神疾患の存在

主たる精神障害として双極性障害の存在が認められる。なお、双極性障害は、判定 基準で示される「気分(感情)障害」に分類される。

## 2 精神疾患 (機能障害) の状態

診断書の「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄、「④ 現在の病状、状態像等」欄及び「⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等」欄の記載からは、審査請求人の精神疾患(機能障害)の状態は、判定基準の3級にとどまるとはいえず、1級又は2級の状態であると認められる。

## 3 能力障害 (活動制限)の状態

診断書の「⑥ 生活能力の状態」欄の「3 日常生活能力の程度」は、8項目中6項目が1級の状態に相当しており、その他2項目は2級の状態に相当している。

さらに、同欄の「3 日常生活能力の程度」は、「(4)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」が選択されており、その程度はおおむね1級程度とされている。

一方、同欄の「1 現在の生活環境」では、在宅、単身、「® 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄は、「特になし」と記載されている。その後、処分庁の求めに応じて追記された「⑨ 備考」欄には、「時折、息子から電話連絡が入ったり、本人宅

に様子をみにくることはあるが、基本、継続的には誰の援助も受けていない。」と記載されていることから、審査請求人は障がい福祉サービス等を利用することなく、また、誰からも継続的な援助を受けることなく、在宅において単身生活を維持していることが認められる。

このように、処分庁においては、⑥欄の2の各項目について、⑨欄に追加記入された事実を照らし合わせながら判断し直して、審査請求人の能力障害(活動制限)の状態については1級に当たらず、2級に相当すると判断したものである。

この点につき、審理員意見書においては、3の能力障害(活動制限)の状態については、追記後も診断書に記載された内容についての齟齬は解消されていないので、判定不可能であるとされている。しかし、上述の処分庁の判断については、診断書の記載内容と異なる判断をしたものではなく、追加記載された客観的事実を判定要素に加えた上で、判定基準や留意事項に沿って総合的に判断したものであって、これは処分庁の合理的な裁量の範囲を逸脱したものとはいえず、診断書の記載に一見して齟齬とみられる部分があったとしても、最終的な判断に直接影響するものではない。

## 4 精神障害の程度の総合判定

その他考慮すべき特段の事情も認められないため、以上のことから総合的に判断して、処分庁が、審査請求人の障害等級を2級に該当すると決定したことは、処分庁の合理的な裁量の範囲内であり、当該決定を違法又は不当ということはできない。

以上のとおり、本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を 求め、同委員から審理員意見書の指摘も踏まえた上での「原処分支持」との回答を得て おり、その点からも本件処分の妥当性は担保されていると解される。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、 前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委 員 大 脇 成 昭

委員樋口 佳恵

委員谷本 拓也